

未利用口座管理手数料新設のご案内

平素は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫では、「未利用口座管理手数料」を新設し、2020年7月1日（水）以降に新規開設いただく普通預金口座に導入をさせていただくことといたしました。

未利用口座管理手数料は、未利用の状態となった普通預金口座に対して適用させていただくものであり、常日頃の入出金や口座振替等でお取引をされているお客さまの普通預金口座は対象となることはありません。

今後ともより一層のサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【未利用口座管理手数料の対象となる普通預金口座】

以下の1～5のすべてに該当する普通預金口座を対象といたします。	
1	2020年（令和2年）7月1日以降に開設された普通預金口座であること。
2	最後のお預入れまたは払戻し（普通預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお預入れまたは払戻しのご利用がない普通預金口座であること。
3	該当の普通預金口座の残高が1万円未満であること。
4	同一支店で、定期性預金およびお預かり金融資産（投資信託、保険、国債等）のお取引がないこと。
5	同一支店で、お借入れがないこと。

※ 普通預金口座には総合口座ならびに無利息型普通預金口座も含まれます。

※ 紛失などによりご利用が停止されている普通預金口座も対象となります。

【未利用口座管理手数料徴求時のご案内について】

- ◇ お客さまの口座が未利用口座管理手数料の対象となった場合、事前に文書にてお届けの住所にご案内をさせていただきます。（「ご案内」の文書が延着しまたは到着しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。）
- ◇ 事前通知後、一定期間（約3か月）経過後もお取引がない場合に、年間1,200円（税別）の未利用口座管理手数料を当該口座から引き落としいたします。
- ◇ 翌年以降も口座の未利用状態が続く場合は、当該手数料の対象となります。
- ◇ 当該手数料の対象となったお客さまにおかれましては、口座利用によるお取引の再開、または今後のご利用予定のない場合は、不正利用防止等の観点から解約をご検討ください。

【口座の自動解約等について】

- ◇ 手数料引落しの際に、口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高を未利用口座管理手数料の一部とさせていただき、当該口座を自動的に解約させていただきます。
※ 手数料引落日に残高が0円である口座につきましても、同様に解約させていただきます。
- ◇ この場合は、口座残高以上のご負担および自動解約した後の手続は必要ございません。
- ◇ なお、ご負担いただいた手数料の返却、解約した口座（キャッシュカードを含む。）の再利用には応じかねますので、あらかじめご了承ください。

※ 2020年（令和2年）6月30日現在で、既に開設されている口座は本手数料の対象とはなりません。詳しくは、お取引店にお問い合わせください。